

令和 年 月 日

保護者様

新潟県立長岡農業高等学校長  
早川 勝志

出席停止について(通知)

このことについて、申し出があった疾病は学校保健安全法第十九条に基づき、他の生徒に感染するおそれのある間は登校できないことになっております。

出席停止の期間の基準は下記のとおりです。

1 出席停止の期間の基準 抜粋(学校保健安全法施行規則第十九条による)

* インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
* 流行性耳下腺炎	耳下腺等の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
* 風疹	発疹が消失するまで
* 水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
* 咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
* 新型コロナウイルス感染症	医師の指示による
* 新型コロナウイルス感染症(疑い)	発熱等の風邪症状がみられる場合は、解熱し全身状態が良好となるまで
* その他の学校感染症	医師の指示による

2 出席停止の基準は上記のとおりですが、病状により医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではないので、登校については主治医に相談し、指示を受けてください。

3 出席停止期間中は、欠席扱いになりません。

4 登校するときは、必ず下記の治癒通知書を学校へ提出してください。

医療機関様

現在かかっている疾病が治癒し、又は他の児童生徒にうつるおそれがなくなりましたら、保護者又は児童生徒に「出席(登校)してもよい」旨の指導をし、下記の通知書によりお知らせくださいますようお願いいたします。

治癒通知書

新潟県立長岡農業高等学校 年 組 生徒氏名

上記の生徒は学校保健安全法第十九条に基づき、出席停止を必要としたことを通知します。

- ・病名 ( )
  - ・診断日 令和 年 月 日
  - ・出席停止を必要とした期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 令和 年 月 日

医療機関名

医師名